

海外労働事情

イギリス 社会保障給付の受給者が急増

新型コロナウイルスの労働市場への影響は、雇用・失業に関する統計ではまだ明確に把握されていないものの、低所得の求職者層を対象とした社会保障給付の受給者の急増が報告されており、営業規制や行動制限等の結果として職を失った者が多くを占めるとみられている。

給付受給者が2カ月で2倍強に

統計局が6月に公表した雇用関連統計によれば、2020年2～4月期の月平均の就業者数は3,299万1,000人で、前期(11～1月期)からほぼ横ばい(6,000人増)、また失業者数は133万6,000人(同8,000人減)、失業率は3.9%(前期同)となった。新型コロナウイルスの感染対策として3月下旬から本格的に開始された営業規制等の影響は、雇用統計ではまだ把握されていない。

一方で、求職者向け社会保障給付の受給者数は、大幅な増加を示している。従来の求職者手当の受給者数に、低所得者向けの新たな給付制度として現在導入が進められているユニバーサル・クレジット(注1)受給者のうち、求職活動を受給条件に課された(Searching for Work)グループ(注2)の受給者数を合算したもので、これによれば4月の受給者数は前月から103万2,690人(対前月比83%)増加して227万2,812人に、さらに5月にも52万8,917人(同23%)増の280万

1,729人となり、金融危機による景気低迷期を上回っている(図1)。男女とも増加が見られるものの、男性は4月、5月の合計で97万5,400人(3月からの増加率は135%)、女性は58万6,200人(同114%)で、男性受給者の増加が顕著だ。

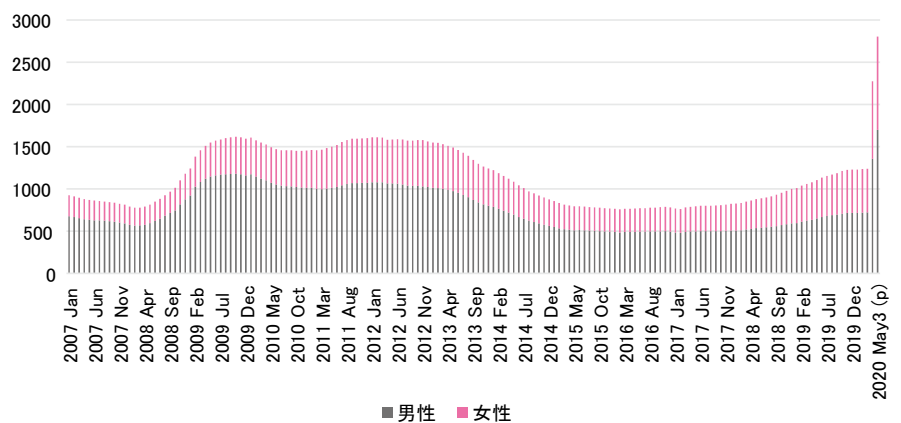
同データでは、給付種別ごとの内訳は示されていないが、統計局が併せて提供している求職者手当の受給者数は、5月時点で28万7,700人(3月からの2カ月間で11万2,900人増)にとどまることから、ほぼ9割近くをユニバーサル・クレジット受給者が占めていることになる。

給付制度を所管する雇用年金省が別途提供している、ユニバーサル・クレジット受給者に関するより詳細なデータによれば、求職グループの受給者の1～2割は、就業しているものの非常に所得水準が低いことから給付を受給している。今回増加した受給者のうち、

5月分は速報値のため内訳が不明だが、4月分については4分の1強を就業層が占め、結果として同グループ全体に占める就業層の比率も15%前後から19%に上昇している(図2)。多くの低賃金労働者(または低収入の自営業者)が、影響を被っていることがうかがえる。なお、4月から5月に増加した受給者の多くは相対的に若い層で、16～24歳層が全体の20%、24～35歳層が29%、などとなっている。

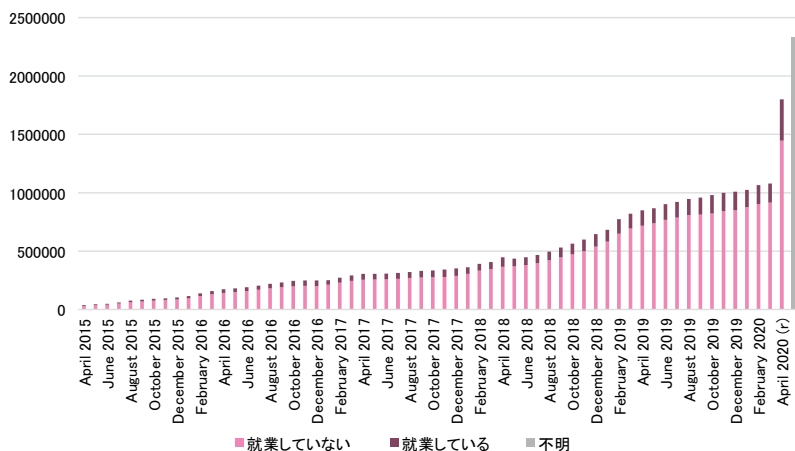
雇用関連統計ではこのほか、求人件数の記録的な減少が明らかとなっている。3～5月期の求人件数は47万6,000件で、前四半期(12～2月期)からは34万2,000件と4割強の減。とりわけ卸売・小売業、自動車等修理業(6万6,000件、49.6%の減少)や、宿泊・食品サービス業(同6万3,000件、70%の減)などでの減少が大きく影響している。経済活動の停滞が、労働力需要の縮小につながっている状況がうかがえる。また、週当たり労働時間はフルタイムで3時間、パートタイムで1.8時間、いずれも減少。賃金水準は、

図1 求職者向け給付受給者の推移(千人)



資料出所: Office for National Statistics "Labour market overview, UK: June 2020"

図2 ユニバーサル・クレジット受給者(求職グループ)の就業の有無



注:2020年4月は改定値、5月は速報値。

資料出所: Department for Work and Pensions, Stat-Xplore

実質ベースで前年から0.4%のマイナスとなっている。

賃金助成スキームの対象、910万人に

経済指標は、新型コロナウイルスの影響をより明確に示している。統計局によれば、4月のGDP成長率はマイナス20.4%、大部分(15.2ポイント)はサービス業における生産額の減少によるもので、とりわけ卸売・小売業や宿泊・食品サービス業などの影響が顕著だ(それぞれ2.77ポイントと1.82ポイント)。一方、GDP成長率の下落幅を見ると、部門別では、建設業の下落幅がマイナス40%と大きい(サービ

ス業は19%、製造業、エネルギー関連業種等の生産部門は20%)。統計局は、生産額減少の主な要因として、多くの企業が事業の一時的な休止や、工場等の閉鎖、あるいは建設プロジェクトの中断などを余儀なくされているとみられる点を挙げている。

新型コロナウイルスの影響により、事業を休業あるいは縮小せざるを得ない企業等に対して、政府は支援策として「コロナウイルス雇用維持スキーム」を4月から実施している。雇用主が従業員を一時帰休させて、休業等の期間における雇用維持を図る場合に、平均的な賃金の8割(月2,500ポンドが上

限)および社会保険料等を助成するもので、スキーム開始以降の累計申請件数は、6月半ばまででおよそ110万件、対象労働者数は910万人に達している。なお、5月末時点の申請ベースでの賃金助成の支給額は174億7,100万ポンドにのぼる。制度を所管する歳入関税庁が公表した申請状況の業種別データ(5月末時点)によれば、対象労働者は卸売・小売業、自動車等修理業(160万9,800人)や宿泊・食品サービス業(140万3,300人)、製造業(83万1,000人)、建設業(67万9,000人)などが多い(表1)。政府が奨励する在宅就業によることが難しいこうした業種では、スキームの適用を受けることで解雇あるいは無給での休業を免れている労働者も多いと見られる。

スキームは、導入当初の期限(5月末)が逐次延長され、最終的には10月末に終了することが決まっている。ただし7月以降は、労働者の職場復帰を想定した、より柔軟な制度の適用が図られるとともに、雇用主の負担が段階的に引き上げられる予定だ。

[注]

1 複数の低所得層向け給付を統合する制度として2013年に導入が開始され、現在も旧制度からの移行作業が続いている。所定の収入・資産額を下回る層が対象で、求職者手当(拠出制)との併給も可能。従来は、求職者手当に所得調査制の給付が設けられ、拠出制手当の受給資格のない低所得の求職者に適用されていたが、ユニバーサル・クレジットがこれを吸収する形となった。

2 ユニバーサル・クレジットの受給者は、求職活動を要件として課されるグループ(全体の4割程度)のほか、より多く働いて収入を増やすことを求められるグループ、あるいは健康上の問題や育児・介護責任などで当面求職活動を免除されるグループなど、6グループに分けられる。

【参考資料】

Gov.uk, The Guardian, BBCほか各ウェブサイト

(海外情報担当)

表1 コロナウイルス雇用維持スキーム申請状況の業種別内訳(5月末時点)

	申請雇用主数	対象労働者数	支給額 (百万ポンド)
農林漁業	8,300	31,300	57
鉱業・採石業、ユーティリティ業	500	12,900	40
製造業	67,400	831,000	2,111
エネルギー生産	600	16,300	39
廃物処理・リサイクル業	3,700	36,300	87
建設業	154,400	679,600	1,760
卸売・小売業、自動車等修理業	161,900	1,609,800	3,342
運輸・倉庫業(郵便含む)	36,500	303,300	736
宿泊・食品サービス業	102,000	1,403,300	2,595
情報通信業	47,600	168,000	420
金融保険業	12,500	62,800	153
不動産業	25,200	128,500	300
専門・科学・技術	126,500	495,800	1,175
事務・補助サービス業	88,800	644,800	1,342
行政・防衛	400	4,400	5
教育業	20,800	213,400	363
保健業	47,000	332,000	547
芸術・娯楽・レクリエーション・その他サービス業	26,600	357,000	653
労働組合、宗教、政治、修理業	65,000	268,400	496
世帯の雇用主	6,000	7,400	15
不明・その他	66,000	1,089,600	1,237
計	1,067,700	8,696,000	17,471

資料出所: HMRC 'Coronavirus Job Retention Scheme statistics: June 2020'

アメリカ 経済活動再開と「感染リスク」「訴訟リスク」

経済活動の段階的再開に伴い、労働者の職場復帰も進むが、職場で感染することへの警戒感強い。一方、会社側には、職場での感染を理由に、従業員等から訴訟を起こされる懸念が強まっている。

ロックダウン解除と経済活動の再開

米国疾病予防管理センター（CDC）によると、米国の7月8日時点の新型コロナウイルス感染者数は304万7,600人で、死者数は13万2,000人にのぼる。1日あたりの新規感染者数は3月下旬から1万人を下回ることはなく、4月上旬には4万人を超すまで急増。5月下旬以降はおおむね2万人前後で推移していたが、6月下旬からは、4月を上回る水準へと再び悪化している。

感染者数が横ばいの傾向になった5月中旬から各州は、ロックダウン（都市封鎖）を段階的に解除し、経済活動を段階的に再開させた。

トランプ大統領とCDCは4月16日、「経済活動再開のためのガイドライン（Opening up America Again）」を発表した。各地の感染・収束の状況を踏まえ、3段階で対応する方針を設定。雇用主に対しては、まず、全ての段階において、従業員の手洗い、マスク等保護具の着用、対人距離の確保、検温、職場の消毒、出張対策等を求めた。

そのうえで、第1段階では「人が密集する場所の閉鎖」「出張の制限と移動後の隔離」「テレワークの推奨」「出張の制限」に言及。第2段階では出張を解禁し、第3段階では職場で自由に

人員を配置できるなどとした。

CDCは5月20日、新型コロナウイルスの新規感染者数や緊急外来患者数などが14日連続で減少傾向、またはゼロに近い状態が続くといった基準をクリアすれば、次の段階に進めるなどの判断を示した。

実際の具体的な経済活動再開のプロセスは、各州の判断に委ねている。

例えばニューヨーク州は5月11日、新規感染者数、死亡者数、病院の収容力など七つの基準を設定し、地域別、業種別に四つの段階で営業活動を再開させる方針を示した。第一段階で建設業、製造業、卸売業、小売業の一部（オンラインで注文した商品を、自動車に乗ったまま受け取れる「カーブサイド・ピックアップ」方式の店舗のみ）、農林水産業、第2段階でサービス業、金融・保険業、小売業、第3段階で飲食店、第4段階で娯楽・教育関係をそれぞれ解禁していく。

カリフォルニア州は4月28日に経済活動再開まで四つの段階を踏むロードマップを公表した。第1段階では、必要不可欠な仕事の職場環境を安全な状態に保つ、第2段階では製造業や小売業の一部など「低リスク」の事業、第3段階で理髪店やジムなど「高リスク」の事業を、第4段階でコンサートなど、観客を集める「最高リスク」の事業を含め、公衆衛生環境に配慮しながら、徐々に再開させていくとした。

「エッセンシャル・ワーカー」の感染

新型コロナ禍が拡大するなか、医療や小売り、配達など日常生活に欠かせない業務に従事する「エッセンシャル・

ワーカー」の感染者やその親族らが、会社の安全対策の不備を告発し、裁判に訴えるケースが生じている。

ブルームバーグ通信によると、小売大手ウォルマートでは、イリノイ州シカゴ近郊の店舗の従業員が、体調不良で自宅待機になった後、新型コロナの感染に伴う合併症のため死亡。職場の同僚もその後、亡くなった。

親族らは、感染症状の出ていた従業員がいたことを知りながら、感染情報の提供、対象者の隔離、対人距離の確保、消毒などの措置をとらなかったとして、4月6日、会社に損害賠償を請求する訴えを州裁判所に起こした。これに対し、会社側は適切な措置をとっていたと反論している。

自宅待機の生活を物流で支えるアマゾン・ドット・コムでも、ニューヨーク市スタテン島の流通センターで働く3人の労働者らが6月3日、会社側に公衆衛生規則の遵守を命じるよう、ニューヨークの連邦地裁に提訴した。

原告の1人は3月に新型コロナウイルスに感染し、同居するところが死亡した。原告側は「会社は公衆衛生に反し、労働者に過酷で危険な労働（手洗いや消毒が十分にできない状態での勤務）を強いており、従業員の安全に関する法律に違反している」と主張。親族の死亡や病気への損害賠償は求めている。

この物流センターなどでは、3月30日に安全対策の実施を求めるストライキが発生し、主導者が「防疫ルール違反」を理由に解雇される事件も発生していた。

会社側は「衛生管理、社会的距離の確保、消毒など、従業員を保護するための150以上の（安全衛生の）プロセスを更新」「安全対策費として40億ド

ル以上を投資」「ウイルス感染と診断された労働者には、最大2週間の有給休暇を付与」などの対策をとっていることをウェブサイトで公表している。

「感染リスク」への警戒感

経済活動の再開が拡大するにつれ、職場での「感染リスク」の回避、安全対策の徹底を求める従業員の声は、より高まっていくことだろう。

マクドナルドのイリノイ州シカゴの店舗で5人の従業員が5月19日、会社の安全対策措置の徹底を求めて州裁判所に提訴した。原告側は「感染の可能性のある同僚や顧客に接近して働くことを余儀なくされており、会社側はウイルスを封じ込めるための重要な措置（従業員への保護具、手指消毒剤、安全衛生訓練の提供、安全プロトコルの実施）を講じていない」と主張。会社の行為は公衆衛生に反すると訴えた。これに対し、会社側は「健康チェック、防護壁、顧客と店員の社会的距離のガイドラインの遵守、手袋とマスクの使用、手洗いの頻度の増加、非接触型操作への移行など、50ほどの安全手順を更新した」と反論した。州裁判所は6月24日、原告側勝訴の判決を下した。

米国労働総同盟・産別会議（AFL-CIO）は5月18日、「数万人もの労働者が職場で、同僚、患者、顧客らから感染している」と問題視し、連邦労働省労働安全衛生局（OSHA）が「新型コロナウイルスからの労働者保護に関する緊急臨時基準（ETS）」を発令するよう、連邦裁判所に訴えた。

OSHAは「事業再開におけるガイドランス」をはじめとする、様々な感染予防措置を公表し、企業にそれら実施を求めている。また、「製造」「食肉加工」「水産加工」「石油・ガス」「建設

「農業」「清掃」「小売」「医療」など、特定の産業や職業に応じた予防策もウェブサイトから情報提供している。

AFL-CIOの要求する「緊急臨時基準」は、各職場でOSHAの規則に基づく「職場安全計画」の策定を義務づけるもので、安全対策の実効性をより追求したものと見られる。

ブルームバーグ通信によると、スカリア労働長官は、職業安全衛生法の一般義務条項（General duty clause）に基づき、違反企業の雇用主に対し、安全な職場の維持を命じることができると主張。現行法制度の枠組みで、労働者の安全を確保することは可能との立場をとっている。

連邦裁判所は6月11日、現時点でETSを発令する合理的理由はないというOSHAの主張を認め、AFL-CIOの要求を拒否する判断を示した。

OSHAは同日、「裁判所は、既存の法的措置や規制によりアメリカの労働者を保護し、現時点でETSは不要であるとのOSHAの主張に同意した。OSHAは引き続き法律を管轄し、アメリカの職場を安全に保つために雇用主と従業員にガイダンスを提供していく」との声明を発表した。

同通信によると、AFL-CIO側の弁護士は「前例のないパンデミックの状況下で、現在のOSHAによる規制は、使用者に何の要求もできない」と述べ、強制力の伴うETSの必要性を改めて唱えている。

「訴訟リスク」への懸念

労働者が感染した場合、企業はどこまで責任を負えるのか。従業員の感染の経緯、感染した場所を特定するのは難しい。企業にとっては、職場の安全対策の不備などを理由に、従業員から

訴訟を起こされることへの懸念がある。こうした「訴訟リスク」から免れるため、業界団体や各地の商工会議所などから、一定の条件の下で、企業が「免責」できる法的措置の制定を求める声が上がっている。

全米商工会議所（U. S. Chamber of Commerce）や業界団体は5月27日、「パンデミック対応としての賠償責任救済立法（Liability Relief Legislation in Response to the Pandemic）」の制定を求める連邦議会あて書簡を発表した。

それによると、（1）公衆衛生ガイドラインに準拠して活動している企業・非営利組織・教育機関、（2）医療機関、（3）ワクチン開発、製薬、医療機器製造・販売の業者等、保護具や消毒剤の供給者、（4）不公平な証券訴訟の対象になる株式公開企業、などを対象に、「一時的な賠償責任の保護」を迅速に実施するよう要求した。悪質な行為からの救済手段は維持すべきだとしている。

【参考資料】

アマゾン・ドット・コム、カリフォルニア州、日本貿易振興機構、ニューヨーク州、ブルームバーグ通信、米国疾病予防・管理センター、米国労働総同盟・産別会議、マクドナルド、連邦労働省、各ウェブサイト

（海外情報担当）



ドイツ

操短手当の補填率を引き上げ ——4カ月目から70%、7カ月目から80%に

新型コロナウイルス危機克服のための「社会保護パッケージII (Sozialschutz-Paket II)」が5月28日の官報に掲載され、発効した。これにより、失業給付の期間延長や低所得家庭への支援等、労働社会分野における追加支援が行われる。なかでも注目を集めたのは、操業短縮手当(操短手当)の補填率の引き上げである。要件を満たした受給者に対して、従来の原則60%に加えて、4カ月目から70%、7カ月目から80%に賃金減少分の補填率を引き上げる。

引き上げの詳細

操短手当は、日本の「雇用調整助成金」のモデルともなった制度で、失業の抑制や企業内の技能維持に一定の効果があるとされる。景気後退等による操業短縮に伴って従業員を休業(部分休業を含む)させた場合に、従業員の賃金減少分の60%(子がいる場合は67%)を連邦雇用エージェンシー(BA)が助成する。受給期間は通常12カ月だが、2019年12月31日以前から受給している労働者は最長21カ月まで延長が可能である。

今回、引き上げの対象となるのは、労働時間が通常時の50%以上減少した労働者である。支給開始から3カ月間は、従来通り休業により減少した手取り賃金の60%(子がいる場合は67%)だが、4カ月目からは同70%(同77%)、7カ月目からは同80%(同87%)に引き上げられる。

2020年までの時限措置で、制度拡充による追加の支出額は6億8,000万ユーロ程度と、政府は見込む。

操短手当は4月に申請が急増

連邦雇用エージェンシーが7月1日に発表した労働市場統計によると、新規の操短手当(Kurzarbeitergeld)の申請労働者数は、急増した4月の802万人から、5月は106万人に減少し、6月は34万人となった(雇用主の申請を元に積み上げた推計で、今後全ての労働者が適用対象となるわけではない)。また、実際に操短手当が支払われた労働者数は、暫定推定値で4月は683万人であった。

世界金融危機の影響が深刻だった2009年のピーク時でも、操短手当の対象労働者数が144万人だったことを考慮すると、今回の新型コロナウイルスが瞬間的に労働市場に与えた影響の大きさが見てとれる(図)。

欧州諸国の補填率は60~100%

経済社会研究所(WSI)が欧州15カ国を対象に、操短手当と類似する賃金補填制度を調査したところ、アイルランド、デンマーク、オランダ、ノルウェーの4カ国では補填率が100%で、オーストリア、イギリス、イタリア、スイスでは同80%、スペイン、ベルギー、フランスでは同70%となっており、ドイツの60%(子がいる場合は67%)は、調査対象国のなかで最低水準であることが分かった。

なお、ドイツでは、操短手当の他に、労働協約に基づいて雇用主が独自に追加の賃金補填を

する産業もある(注)。しかし、今回新型コロナウイルスによって特に深刻な打撃を受けたホテルやレストラン等のサービス産業では、雇用主による独自の賃金補填を規定した労働協約がない場合が多い。そのためWSIは、ウイルスの危機が収束するまでの間、操短手当の補填率を一律最低80%、低賃金労働者に対しては90%に引き上げるべきだと提唱していた。

今回のドイツにおける操短手当の補填率の引き上げは、こうした調査や議論が行われるなかで、実施された。

[注]

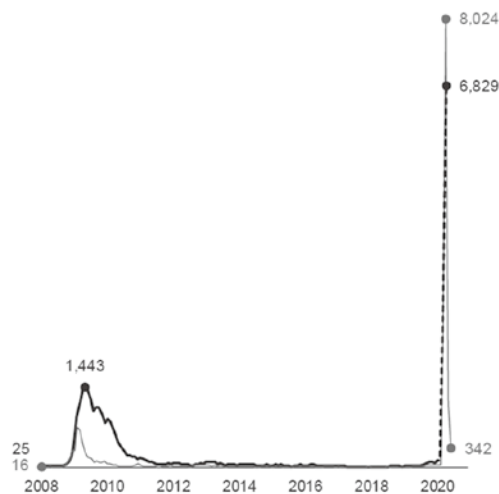
雇用主の独自補填による労働者の最終的な賃金減少分の補填率は、金属・電気産業(バーデン=ヴュルテンベルク州)で80.5~97%、フォルクスワーゲン社で78~95%、化学産業で90%、ドイツテレコムで85%、ドイツ鉄道(Deutsche Bahn AG)で80%等となっている。

【参考資料】

Monatsbericht zum Arbeits- und Ausbildungsmarkt
Mai 2020, Juni 2020, RND(15.05.2020), Nr. 38 · April 2020 · Hans-Böckler-Stiftungほか。

(海外情報担当)

図 操業短縮手当の推移(労働者数ベース)
2008年~2020年(単位:千人)



資料出所: Bundesagentur für Arbeit (2020.7)

注: SGBIII96条に基づく操業短縮手当申請。申請された全ての労働者に操業短縮手当が適用されるわけではない。点線、薄線は推計であり、実績値ではない。

フランス

有期雇用契約の利用条件の緩和 ——ロックダウン解除後の景気回復促進策

新型コロナウイルス感染拡大の対策として、労働法の規制を緩和する措置が取られている。ロックダウン解除後の景気回復を促進するための法改正として、有期雇用契約（CDD）および派遣労働の利用条件を緩和する措置が6月19日から施行された。

更新回数、契約期間の規制緩和

フランスにおいては、無期雇用契約が通常の契約と考えられており、有期雇用契約（CDD）や派遣は、一定の条件下で認められている。傷病・出産休暇など休職中の従業員の一時的な代替や企業活動の一時的な増加への対応、季節労働などに限られ、その期間および更新回数なども制限されている。一般的には、有期雇用、派遣とも、更新回数は2回までで、契約期間は合計で18カ月に制限されている。ただ、マクロン政権下の2017年以降、この規制は緩和される方向にあり、産業レベルの労使合意があれば、上限を超える更新回数または契約期間の延長が可能となった。20年6月にはコロナ禍の対応として、企業単位の労使合意によって更新回数または契約期間の上限を超える契約を可能とする措置がとられた（注1）。

この企業単位の労使合意というのは、労働組合または従業員代表との間で締結されるもので、零細企業では従業員投票によることもできる。今回の改正では、二つの契約の間の待機期間（有期雇用の契約終了後に、同一ポストで同じ労働者を有期雇用として採用できない期間）を短縮する措置も盛り込まれている（注2）。これらの改正は、

2020年12月末までの暫定的な措置（2020年12月31日までに締結される雇用契約まで有効）とされている。

ホテルやレストランで利用される想定

この措置は、特にホテルやレストラン業、観光業で利用されると考えられている。例えば、ホテルなどの営業が数カ月にわたって停止され、部分的失業となっていた有期雇用契約の従業員の中には、契約期間が6月末までで、有期雇用として契約の更新ができない場合に、当該従業員を夏からのハイシーズンの営業再開に向けて雇用することは規定上、不可能であった。今回の法改正で、経験を積んだ従業員を継続して雇用して営業再開を迎えることが可能となる。失業者を増加させないだけではなく、既にその企業内での研修を受け、実務を熟知しており、営業再開の後の即戦力となる労働力を確保できるうえに、経済状況が不透明ななか、無期雇用契約（CDI）での採用を躊躇する企業の現状を考慮したものである（注3）。その一方で、今回の措置は12月末までの限定的な措置だが、野党から不安定な雇用を常態化するリスクがあるという批判もある（注4）。

有給休暇、週労働時間の特別措置

有期雇用に関する改正以外にも、コロナ禍の対策として、政令の制定などによる様々な特別措置を講じている。

有給休暇の取得を強制する場合、雇用主は従業員に対して、通常、4週間前の通告が必要であるが、1日前の通告で可能となった（注5）。ロックダウン中に有給休暇の消化を促すことに

よって、政府の負担となる部分的失業を軽減することを目的としている。

また、週労働時間について、原則として、12週間の平均で週44時間以上の就労が禁じられているが、48時間まで引き上げるとともに、長時間労働が必要な産業・業種については60時間まで可能とする措置が取られている。夜間や日曜日の就労の条件も緩和された。これにより医療従事者などの長時間労働が可能となった。

さらに、企業内での新型コロナウイルス蔓延を防ぐために必要な措置を、雇用主がただちに採ることが可能となった。従来は、労働組合などとの協議が必要であり、その適用までの周知期間が必要だったが、雇用主の判断に柔軟性を与え、一定の経済活動を確保することが可能となった（注6）。だが、労組との協議を経ずに決定されたため、労働組合側からの反発を引き起こした（注7）。

[注]

- 1 労働省ウェブサイト (Dossier de presse, Renforcement du Dialogue social, la présentation des ordonnances, Lundi 31 août 2017) 等参照。
- 2 労働省ウェブサイト (Le contrat à durée déterminée (CDD)) 等参照。
- 3 «Les entreprises pourront déroger sur la durée des CDD», La Croix, 15 mai, 2020.
- 4 CDD : des règles assouplies jusqu'à la fin de l'année, France Culture, mai 20, 2020.
- 5 Ordonnance du 25 mars 2020 portant mesures d'urgence en matière de congés payés, de durée du travail et de jours de repos.
- 6 Ordonnance n° 2020-389 du 1er avril 2020 portant mesures d'urgence relatives aux instances représentatives du personnel.
- 7 Salariés, quels droits ont été changés depuis le début de l'état d'urgence sanitaire ?, FranceSoir, 19 mai, 2020.

（ウェブサイト最終閲覧：2020年7月3日）
（海外情報担当）

韓国

雇用労働部所管2020年第3次補正予算の主な内容

韓国の国会は2020年7月3日、新型コロナウイルス感染症による内需萎縮や雇用減少の克服に向けた対策およびポストコロナ時代の長期戦略である「韓国版ニューディール」事業を盛り込んだ、総額35兆1,418億ウォンの第3次補正予算を可決した。雇用労働部が所管する補正予算は、①在職者の雇用維持及び失業者等脆弱階層の生計・再就職支援②若年者のデジタル雇用・仕事経験等の直接雇用創出③デジタル・新技術人材養成等、韓国版ニューディール推進支援——等の事業に7兆118億ウォンを計上している（表）。

雇用維持支援金の支援内容を拡大

在職者に対する雇用維持支援策として、雇用維持支援金の予算規模を7,963億ウォン（対象者50万人）から1兆3,668億ウォン増額し、総額2兆1,632億ウォン（対象者137万人）とする。当初予算の351億ウォンに比べると約62倍に拡大された。

労働者の失業予防と生計安定を目的として、雇用調整が避けられない事業主が無給休職を実施する場合、無給休職期間中の労働者に雇用維持支援金（最大50万ウォン×3カ月）を支給する「無給休職迅速支援プログラム」を新設する。無給休職実施前に講じなければならない有給雇用維持措置の期間要件を、特別雇用支援業種（旅行業、観光運送業、観光宿泊業、公演業、航空機取扱業、免税店、展示・国際会議業、空港バス）は1カ月から0カ月に、一般業種は3カ月以上から1カ月に、それぞれ短縮する。

優先支援対象中小企業に対する雇用

維持支援金の支援水準は、2020年4月から6月までの間、休業・求職手当の90%に引き上げられている。今回この特例期間を9月30日まで延長し、そのための予算を計上した。

現行の雇用維持支援金は、事業主が支給した休業手当を事後的に支援する制度であるが、資金不足により休業手当（平均賃金の70%以上）の支払能力がない事業主を対象に、雇用維持資金を融資する制度（予算規模952億ウォン）を新設する。事業主が融資を通じて休業手当を支給し、雇用維持支援金で融資金を後で償還するしくみである。

また、労使が雇用維持合意を締結して一定期間雇用を維持した場合、最大6カ月間賃金減少分の一定割合（50%）を支援する雇用安定協約支援金（予算規模350億ウォン）を新設する。

雇用保険未加入者に緊急雇用安定支援金を支給

新型コロナウイルスにより所得・売上が減少した、雇用保険に未加入の特殊形態労働従事者（契約の形式に関係なく労働者と類似の労務を提供しているにもかかわらず勤労基準法等が適用されない者）、フリーランス、零細自営業者等を対象に、「緊急雇用安定支援金」（月50万ウォン×3カ月分）を支給する。2020年当初予算の予備費9,400億ウォンで2020年6月1日から事業を開始し、受付後2週間以内に100万ウォンを支給する。さらに、第3次補正予算に計上された5,700億ウォンで残りの50万ウォンを支給す

る。

失業者等の生計および再就職の支援

失業給付の申請が急増しているため、失業給付の予算規模を当初予算の9兆5,158億ウォン（対象者136.7万人）から、第3次補正予算で3兆3,938億ウォン増額し、総額12兆9,095億ウォン（対象者185.6万人）に拡大する。

医療費、子どもの教育資金、少額生計費等の労働者生計費融資制度の限度額を1人当たり2,000万ウォンから3,000万ウォンに増額する。そのため、予算規模を1,103億ウォン（対象者1.8万人）から補正予算で1,000億ウォン増額し、総額2,103億ウォン（対象者3.8万人）に拡大する。

失業者・無給休職者を対象とする職業訓練を拡大し、予算規模を8,180億ウォン（対象者50.4万人）から、補正予算で1,533億ウォン増額し、総額9,712億ウォン（対象者62.5万人）に拡大する。訓練期間中の生計費貸付制度の対象に無給休職者、特殊形態労働従事者も含め、予算規模を428億ウォン（対象者0.8万人）から、補正予算で963億ウォン増額し、総額1,392億ウォン（対象者2.6万人）に拡大する。

公共部門および若年者の直接雇用創出

民間部門においては、若年者のデジタル雇用および仕事経験を支援する。IT活用可能職務に若年者を採用した中小・中堅企業に6カ月間人件費（月最大180万ウォンおよび間接労務費10万ウォン）を支援する（予算規模5,611億ウォン、対象者6万人）。また、若年者を短期採用して仕事経験の機会を与える中小・中堅企業に6カ月間人件費（月最大80万ウォンおよび管理費として人件費の10%）を支援する

(予算規模2,352億ウォン、対象者5万人)。

新型コロナウイルスによる雇用条件の悪化で就職が難しい失業者の雇用を促進するため、中小・中堅企業向けの採用奨励金を新設する。採用者1人当たり最大月80~100万ウォンを6カ月間支援する(予算規模2,473億ウォン、対象者5万人)。

公共部門において、産業安全・社会的経済分野のビッグデータ構築のため、非対面のデジタル分野の雇用を創出する。産業安全分野では、製造業事業所30万カ所の安全保健情報実態調査およびその結果のデジタル化のため、2,250人を直接雇用する(予算規模302億ウォン)。社会的経済分野では、地域別社会的経済資源(サービス・組織状況、地域問題等)の調査およびそのデータベース化のため、約1,700人を直接雇用する(予算規模112億ウォン)。

デジタル・新技術人材養成等 韓国版ニューディールの推進支援

韓国政府は2020年6月1日、文在寅大統領主宰で新型コロナウイルス対策を話し合う第6回「非常経済会議」を開催し、雇用セーフティーネットの土台の上に、デジタルとグリーンの二つを軸とする韓国版ニューディール事業を発表した。

文大統領の任期である2022年までに、デジタルニューディールに13兆4,000億ウォン、グリーンニューディールに12兆9,000億ウォン、雇用のセーフティーネット強化に5兆ウォンの計31兆3,000ウォンを投資し、55万人の雇用を創出する計画である。①全国雇用セーフティーネットの構築、②雇用保険未加入者の生活・雇用

の安定、③未来適応型職業訓練体系の改編、④産業安全および勤務環境の革新、⑤雇用市場新規進出及び転換の支援——等の中心的課題に集中的に投資を行う。

雇用労働部が所管する第3次補正予算には、韓国版ニューディール事業のデジタルニューディールに関連して、人材育成、遠隔訓練インフラ拡充などの事業が盛り込まれた。AI大学院(8カ所)等、主要大学と新技術代表企業がデジタル・新技術分野の人材を養成できるよう特化訓練を支援する。現在14関係省庁が21デジタル・新技術分野の62人材養成事業を省庁横断予算で推進しており、これらの事業に補正

予算で68億ウォンを追加投入する。また、遠隔訓練インフラを拡充するため、オンライン訓練プラットフォーム(STEP)サーバーを増設(15億ウォン)する。優秀な訓練機関585カ所の民間LMS(オンライン訓練管理システム)賃貸料(6カ月分、1,800万ウォン)の一部(50%)を支援するため、予算を53億ウォン増額する。

【参考資料】

雇用労働部報道参考資料「2020年雇用労働部所管第3次補正予算の主な内容」(2020年7月3日付)ほか

(海外情報担当)

表 2020年雇用労働部所管第3次補正予算の主な内容

(単位:億ウォン)

	事業名	2020年 予算(A)	第3次補正 予算(B)	2020年 予算総額 (A+B)
	合計	-	70,118	-
1	雇用維持支援金	7,963	13,668	21,632
2	雇用維持資金融資	-	952	952
3	雇用安定協約支援金(雇用維持支援金内)	-	350	350
4	コロナ19緊急雇用安定支援金	9,400	5,700	15,100
5	失業給与	95,158	33,938	129,095
6	生活安定資金(融資)	1,103	1,000	2,103
7	長期失業者生活安定資金	-	35	35
8	明日の学習カード	8,180	1,567	9,746
9	職業訓練生計費貸付金	428	963	1,392
10	若年者雇用創出支援	-	7,963	7,963
11	特別雇用促進奨励金(雇用創出奨励金内)	-	2,473	2,473
12	安全衛生ビッグデータの構築(業種別災害予防内)	-	302	302
13	社会的経済地域の生態系構築支援(社会的企業振興院運営内)	-	112	112
14	第4次産業革命先導人材育成(明日の学習カード<一般>内)	260	34	294
15	スマート職業訓練プラットフォームの拡充(職業訓練機関開発内)	5	15	20
16	リモート訓練を有効に(明日の学習カード<一般>内)	-	53	53
17	火災・爆発等危険な状況パトロール点検サポート(クリーン事業場造成支援内)	1,002	712	1,714
18	事故性災害予防(業種別災害予防内)	268	41	309
19	高リスク業種安全衛生を守る(業種別災害予防内)	61	31	92
20	雇用センター人材支援	791	128	919
21	雇用センター有期契約職業相談員の増員(職業安定機関運営内)	-	81	81

資料出所:雇用労働部報道資料「2020年雇用労働部所管第3次補正予算の主な内容」(2020年7月3日付)を基に作成。

中国

「2020年政府活動報告」と雇用安定対策

全国人民代表大会初日の5月22日、李克強首相は「2020年政府活動報告」（以下、「報告」）を発表した。「報告」では国内総生産(GDP)の成長率目標に言及はないが、経済安定方針は強調されている。また、「六穩」（雇用、金融、貿易、外資、投資、予期性の安定）と「六保」（住民雇用、基本民生、市場主体、食料・エネルギーの安全、産業・サプライチェーン供給、末端の行政運営の安定確保）で構成されており、特に「雇用優先政策は全面的に強化しなければならない」という雇用重視の方針が示された。

経済成長の鈍化と深刻な雇用状況

近年、中国経済は成長鈍化の傾向にあり、人件費が上昇傾向の出稼ぎ労働者の雇用は悪化。年々増加する大卒者の就職も厳しくなっている。その背景は、2018年の「高レバレッジ解消」や2019年の顕在化した米国との貿易戦争にあるが、状況を憂慮した政府は雇用を重要政策として位置づけるようになった。2019年全国人民代表大会の「報告」で初めて「雇用政策」をマクロ経済政策として「財政政策」や「金融政策」とともに並列させた。そうしたなか、2020年初めからの新型コロナウイルス感染拡大の影響は雇用環境をより厳しい状況に追い込んでいる。

国家統計局が発表した2020年1～5月の都市部新規雇用者数は460万人で前年同期比137万人減である。5月の都市部調査失業率は5.9%、前月比で0.1%低下、前年同期比0.9%増であった。

「2020年政府活動報告」と雇用対策

「報告」は、「積極的な財政政策」や

「穏健な金融政策」と共に「雇用優先政策」を提起。財政、金融、投資など全ての政策実施においては雇用安定と連携することが必要だと明記している。「雇用と民生の安定確保を優先」する2020年の雇用安定のための具体的施策は、雇用維持、新規雇用の創出、失業者の再就職などの実現である。また、地方政府に対しても雇用に関する不合理な規則の取り消しや、雇用促進対策の強化の取り組みを提言している。

経済社会の直近の実情を全国規模で見ると、現在までに約4割の中小零細企業が厳しい経営状態に陥っており、1.1億人の雇用に悪影響を与えている。雇用安定のためには企業経営の安定とそのための支援が求められる。特に、中小零細企業や個人経営者への支援が期待されている。そのような背景から、2020年は減税の実現や諸費用削減に取り組むと同時に中小零細企業向け融資の返済猶予など金融緩和策を実施することで企業経営の安定性を確保し、雇用の安定を図ることを目指す。

また、大卒者、退役軍人、出稼ぎ労働者、身体障がい者・無就職者世帯など就職困難者に対して積極的に就職支援を行う。そのためには職業訓練の拡充に重点を置く。2020年と2021年の2年間で職業訓練受講者を3,500万人以上とすることを目標とし、高等職業学校の募集人数枠も200万人に拡大することで就職を促進していく考えである。

「露店経済」の是非

雇用問題を解決するための対策の一つとして、李克強首相は5月28日の

全人代閉会後の記者会見で「露店経済」の解禁を提起した。起業としての「露店」の活性化による雇用機会創出の提案である。事例として成都市を取り上げ3万6,000台の「露店」が10万人の雇用を創出したと述べ、推奨した。

「露店」は、かつて公道の一部を占拠することによる都市景観の侵害や食品の不十分な衛生管理などを理由に大都市では取り締まりが厳しくなっていたが、一転して全国で「露店ブーム」が起こった。

東北財経大学中国戦略と政策研究センター主任研究員の周天勇氏は、露店経済や農産物の野外市場と都市の現代化は矛盾しないと指摘した。その活性化は、フレキシブルな就業、非正規就業に対して重要な役割を果たすことになり、約5,000万人の雇用問題が解決できると指摘する(注)。

「露店ブーム」により、全国各都市で、五つ星ホテルから個人経営者まで、食品・服装販売から法律相談・人材募集まで、あらゆる業種、職種が露店経営に参入した。上海市や遼寧省政府などは支援策を相次ぎ打ち出した。しかし、北京市政府は6月6日、理由は不明であるが一転して「露店経済は首都のイメージを損なう」と発表し、露天商への取り締まり強化に転じた。また各メディアもこれに追従するように、一斉に露店経済への批判にその論調を変えたことでこの現象は一変した。雇用創出に期待がもたれた「露店ブーム」は、短命に終わった。

[注]

搜狐智库2020年5月28日掲載

【参考資料】

中国政府網、中国網、搜狐網リード

(海外情報担当)

インド

ロックダウン期間中の賃金支払い義務の命令
——段階的解除と失業率

インド政府は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、総額20兆ルピーを超える経済対策パッケージを打ち出している。3月26日に発表された貧困層を対象とする1兆7,000億ルピーの支援策のほか、5月13日から17日にかけて発表された約20兆ルピーの経済対策パッケージでは、中小企業、出稼ぎ労働者や農家、露天商を対象とする支援が盛り込まれている。また、3月25日からのロックダウンに伴って、事業所が閉鎖された場合でも、企業に対して従業員への賃金支払いを義務づける命令が出された。

賃金支払い義務を課す命令

モディ首相は3月24日、新型コロナウイルスに関連した演説を行い、3月25日から21日間、インド全土のロックダウンを宣言した。3月26日には、シタラマン財務相によって貧困層を支援する経済対策パッケージが発表され、3月29日には、2005年国家災害管理法に基づいて、企業経営者に対してロックダウン期間中の賃金支払いの義務を徹底するための命令（Order）が発出された^(注1)。

この命令は、全ての雇用主に対して、つまり全ての業種（店舗や商業施設も含めて）について、ロックダウン中の施設閉鎖期間であっても、労働者の賃金を期日通りに控除せずに支払うものとしている。また、移民を含む労働者が賃貸住宅に居住している場合には、それらの住居の家主は、家賃を請求してはならない。労働者や学生に住居からの撤退を強要する場合、国家災害管理法に基づいて提訴される可能性があ

るとしている^(注2)。

企業や業界団体からの反発

この命令に対して、企業からは撤回を求める声が相次いだ。業界団体は政府に対して、賃金支払い命令を履行するための助成金の必要性を訴えたが、政府は財政上の制約を理由に受け入れなかった^(注3)。

4月末時点の民間シンクタンク・デロイトの調査では、証券取引所に上場している大企業100社のうち、27社が1カ月後には賃金の支払いができなくなるという結果も出ていた^(注4)。日本貿易振興機構が日系進出企業を対象に4月下旬に実施した調査では、60%弱の企業が、インド政府による給与全額支払いの命令により経営が圧迫されており、政府からの資金面の支援を望んでいるという結果が示された^(注5)。

5月初旬には複数の企業が最高裁に対して、命令の違憲性と撤回を問う訴えを起こした。5月15日には、最高裁の3人の判事が、中小企業の現状を踏まえれば命令を順守することが困難な内容であるとしたうえで、政府に対して賃金支払いができない民間企業に強制的な措置を取らないように意見書を出した^(注6)。これを受けて、政府は5月17日になって命令を破棄することを決めた（5月18日以降、命令は効力を失うこととなった）^(注7)。

ロックダウン段階的解除と失業率、感染拡大

ロックダウン期間中、労働市場は悪化の一途をたどった。民間シンクタン

ク・インド経済監視センター（Centre for Monitoring Indian Economy (CMIE)）の推計によると、2020年3月の失業率は8.74%だったが、4月には23.52%に上昇し、5月には27.11%まで上昇した^(注8)。2019～20年の就業者数は、平均で4億400万人だったが、20年3月には3億9,600万人まで減少、20年4月には2億8,200万人に減少したと推計している。20年4月に試算した雇用機会は前年比で1億2200万人減少したことになる^(注9)。

連邦政府は6月3日に段階的ロックダウン解除の方針を示した。CMIEによると、失業率は6月に10.99%へと改善しており、ロックダウン解除が失業率の改善に寄与していると分析している^(注10)。一方で、ロックダウン解除によって感染者拡大に拍車がかかっており、解除前、4月末以降の1日当たりの感染者数は平均して7千人程度であったが、解除後は2万人を超えている。

[注]

- 1 No. 40- 3 /2020-DM- 1 (A) Government of India, Ministry of Home Affairs, North Block, New Delhi, Dated 29th March, 2020.
- 2 The Hindu, April 13, 2020.
- 3 Business Standard, May 19, 2020.
- 4 The Hindu, April 29, 2020.
- 5 ビジネス短信「インド進出日系企業へ新型コロナウイルスの影響調査を実施、8割が事業に支障あり」(2020年04月30日) 参照。
- 6 The Hindu, May 15, 2020.
- 7 The Hindu, May 18, 2020.
- 8 India's unemployment rate rises to 27.11% amid COVID-19 crisis: CMIE, May 05, 2020.
- 9 The jobs bloodbath of April 2020, 05 May 2020, CMIE and 21 million jobs added in May, 02 June, CMIE.
- 10 Times of India, June 24, 2020.

(ウェブサイト最終閲覧：2020年7月3日) (海外情報担当 北澤 謙)

ILO(国際労働機関)は2020年5月、「ILO緊急報告: COVID-19と仕事の世界(ILO Monitor: COVID-19 and the world of work.)」第4版を発表した(注1)。以下、資料の概要を紹介する。

「検査・追跡」のメリット

WHO(世界保健機関)は新型コロナウイルスとの戦いにおいて、症状の発見、検査、接触の追跡、隔離、治療(以降「検査・追跡」と略記)の重要性を伝えている。ILOの推定によれば、「検査・追跡」は労働時間の減少を50%程度食い止める。「検査・追跡」の実施率が高い国々では労働時間の減少幅は平均7%と推定されたが、実施率の低い国々では約14%だった(図1)。

ウイルス「検査・追跡」の労働市場におけるメリットは、公衆衛生政策・経済的信頼・職場の操業の三つの側面から説明できる。第1に、「検査・追跡」の普及により、各国は厳しい制限政策への依存を減らすことができ、措置に伴う経済的負担が軽減される。第2に、「検査・追跡」は経済的活動のために必要な国民の信頼を生み出し、維持することに役立ち、消費と生産の双方でパンデミックの影響を和らげる。第3

に、「検査・追跡」は職場の閉鎖を最小限に抑えることを助け、企業が職場活動をより効果的かつ安全に組織化し実施することを可能にする。例えば、予防措置、労働者のシフトや病気休暇の代替の調整、業務の継続性の維持などを容易にする。

「検査・追跡」にかかる費用を差し引いても、経済的かつ社会的に大きな期待収益を提供することになる。効果的な「検査・追跡」のために必要な財源は、パンデミックの全体的な経済的影響よりもはるかに少ない。

さらに、「検査・追跡」は一時的だとしても、新たな雇用機会を創出する可能性があり、これを新型コロナウイルスの流行によって悪影響を受けた集団を対象としたものにもすることもできる。

リスクにさらされる若者

若者(15~24歳)は①教育と訓練の中断、②失業や倒産の高まりによる収入と雇用の減少、③求職や転職の際の大きな障害の出現から、新型コロナウイルス危機の影響を他の世代と比べて不釣り合いなほど受けている。労働市場からの若者の除外は長期的な影響を与え、現状において社会にとって最

も大きな危険の一つである。ILOは「ロックダウン世代」が出現する可能性があるとして、迅速な行動を政府に呼びかけている。

1) 危機以前の課題

2019年の若者(15~24歳)の失業率は13.6%で、世界金融危機以前の2007年の失業率(12.3%)をはるかに上回っていた。6,800万人に上る若年失業者を含む、2億6,700万人の若者が雇用されておらず、教育・訓練を受けていない状態(ニート)であった。ニート率は若年女性が約31.1%に上り、男性(13.9%)に比べ高かった。

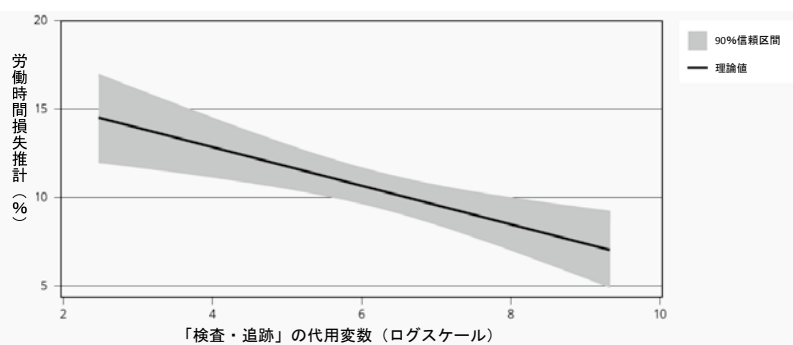
また、世界の若年労働者(15~24歳)のほぼ77%(3億2,800万人)がインフォーマル労働者である。インフォーマル雇用は労働条件が悪く、労働組合の代表性や雇用関係を通じた保護が弱いという特徴を持つ。若者のインフォーマル率を所得グループ別に見ると、低所得国で95%以上、下位中等所得国で91.4%に上る。

さらに、この年代の若者はプライム・エイジ(25~54歳)より収入が少なく、所得への打撃に脆弱である。64カ国のデータを分析した結果、1時間ごとの収入は若者よりプライム・エイジのほうが平均で71%高い。このことは、若者が低賃金の職や業界(その多くが新型コロナウイルス危機の強い打撃を受けている)で働く傾向があり、年功序列が少ないという事実を反映している。

2) 若年労働者への影響

パンデミック以前、雇用されている若年労働者の10人中4人(1億7,800万人)が、今回の危機による打撃が強い四つの業界(宿泊・飲食サービス、製造業、卸売・小売業、不動産・事務

図1 労働時間の減少の予測(%)と「検査・追跡」の密接な関係(45カ国)



資料出所: ILO (2020)

管理業)で働いていた(注2)。これらの業界で働く女性の割合は、若年労働者全体に占める女性の比率(39%未満)よりも高い。学校などが閉鎖されるなか、若年女性、特に小さい子どもを持つ女性には、有給労働と無給労働の二重の負担がかかっている。また、医療分野で働く若者のおよそ74%が女性である。

若年の失業者は、特に若年女性を中心に急激かつ大幅に増加している。例えばカナダでは、2020年2月から4月にかけて、若年男性の失業率は14.3%上昇し27.1%となり、若年女性は20.4%上昇し28.4%となった。他の国々でも、若者の失業率における同様の動向が現れている。

ILO他によるオンライン調査「若者と新型コロナウイルスに関する世界調査」によれば、調査対象の6人に1人がコロナ危機開始以降、就労していない(図2)。就業が維持されている若年労働者(18~29歳)は労働時間が23%減少しており、彼らの43%は新型コロナウイルス発生以降、収入が減少したと報告している。また、若年労働者のほぼ4人に3人(71%)が完全に、もしくは部分的に自宅勤務をしている。

こうした影響や不安定さが、若者の精神状態に影響を与える可能性がある。調査対象の若者の約半数、特に失業者がパンデミック以降、不安や憂鬱の影

響を受けやすくなっていると評価された。

3) 若い学生への影響

ILO他の共同調査によれば、世界中の回答者の98%が職業訓練校やトレーニングセンターが、完全または部分的に閉鎖されていると回答している。回答者の4分の3が試験や評価の延期または中止を報告している。

現在、訓練の3分の2以上が遠隔地で提供され、ほぼ全てのトレーニングセンターがオンラインで研修を提供している。しかし、アフリカなどの研修を遠隔化する設備が不十分な地域では、多くの施設が完全な閉鎖に追い込まれている。

教育およびトレーニングの混乱は、学業を辞めざるを得なくなった若者たちの生涯収入の不利益を生み出す恐れがある。例えば、アメリカ合衆国における4カ月間の学校閉鎖による将来の収入の潜在的・長期的な損失は、国内総生産(GDP)の12.7%(2.5兆ドル)と推定される。

また、景気後退時に労働市場に参入することは、労働市場において10年以上にわたる悪影響を若者が被る可能性がある。2019~20年度中に学業を修了する若者は、長期にわたる賃金の喪失を経験する可能性があり、今後数年間は少ない仕事を求めて競争が激化するという状況に彼らは直面する。

若者政策の措置が急務

ILOは第3版と同様に、1) 経済と雇用の刺激、2) 企業、雇用、収入の支援、3) 職場における労働者の保護、4) 社会対話を通じた解決策探求の4本柱戦略に則り、労働者と企業を支える包括的で大規模な政策対応の迅速な実施を提案している。

ガイ・ライダーILO事務局長は、経済と社会を迅速に動かすためには、ウィルスの「検査と追跡」は「総合政策の重要な一部となる」と述べている。また、若者が新型コロナウイルス危機の影響により才能を発揮できなければ、「新型コロナウイルス後のより良い経済の立て直しがずっと困難になる」として、若者の状況を改善するために相当規模の迅速な行動を各国へ呼びかけている。

[注]

- 1 当該資料では、第3版(2020年4月発表)で公開された新型コロナウイルスの影響による労働時間の減少率が若干上方修正された。2019年第4四半期と比べ、2020年第1四半期の労働時間の減少幅は約4.8%(第3版と比べ0.3%上昇)、第2四半期は約10.7%(第3版と比べ0.2%上昇)と予測された。
- 2 ILOは2020年4月に発表された第2版において、宿泊・飲食サービス、製造業、卸売・小売業、不動産・事務管理業を含む幾つかの業界が経済的産出の激減に苦しめられていることを明らかにした。

【参考資料】

ILOホームページ

(<https://www.ilo.org/global/lang--en/index.htm>)

“ILO Monitor: COVID-19 and the world of work. 4th edition”

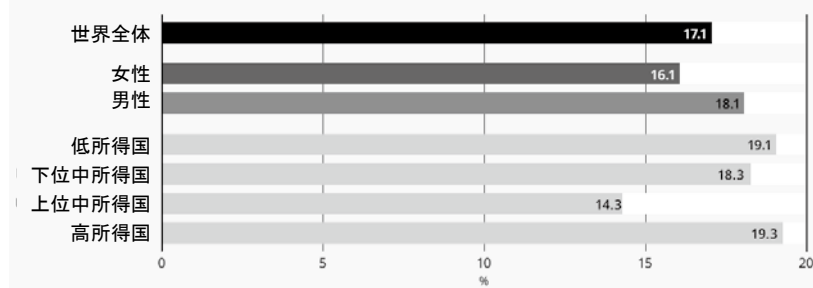
“ILO: More than one in six young people out of work due to COVID-19”

ILO駐日事務所ホームページ

(<https://www.ilo.org/tokyo/lang--ja/index.htm>)

(海外情報担当)

図2 パンデミック以降働いていないと回答した若者(18~29歳)の割合(%)



資料出所: ILO (2020)